

平成22年8月23日

担 当	兵庫労働局労働基準部賃金課
	課長 松本 守生
	主任賃金指導官 清水 教正
	電話 078-367-9154

## 兵庫県最低賃金の時間額13円引上げを答申

### 時間額734円に

平成22年8月23日、兵庫地方最低賃金審議会（会長 鳥邊 晋司（兵庫県立大学大学院教授）。以下「審議会」という。）は、「兵庫県最低賃金の改正決定について」、慎重に調査審議を重ねた結果、県内のすべての事業所で働く労働者に適用される兵庫県最低賃金の改正について、下表のとおり金額を引上げる旨、兵庫労働局長（白川 欽也）に答申を行った。

兵庫県最低賃金改正決定の答申	
兵庫県最低賃金	時間額734円
引上げ額	13円
効力発生の日	法定どおり (最短発効予定日 平成 22年10月17日)

#### 1 審議会の答申

(1) 兵庫労働局長は、平成22年7月6日に、平成22年度兵庫県最低賃金の改正諮問を審議会に行い、審議会は、専門部会を設置し、6回にわたり専門部会を開催して、慎重に調査審議を重ねた結果、8月23日に兵庫労働局長に対して、兵庫県最低賃金の金額を、時間額734円（引上げ額13円）に改正することを答申した。審議会及び専門部会では、兵庫県内約2,000事業所への最低賃金に関する実態調査、関係者からの意見聴取、春季賃上げ妥結結果及び各種労働統計資料等をもとに審議を行った。

(2) 兵庫県においては、平成20年10月22日改正発効された兵庫県最低賃金（時間額712円）を平成20年度の生活保護費と比較したところ22円下回り、かつ、平成21年度の兵庫県最低賃金の改正（時間額721円）を考慮しても13円下回っていたことから、これを今年度で解消することとした。（別添答申文参照）

## 2 兵庫県最低賃金の決定

- (1) 兵庫労働局長は、答申に対する異議の申出を平成22年9月7日まで受け付ける。異議の申し出があれば、その意見について審議会において審議が行われる。
- (2) 兵庫労働局長は、答申及び異議申出があった場合の審議会の審議結果など審議会の意見を聴いて、兵庫県最低賃金額の改正を決定し、官報に公示する予定である。
- (3) 改正された兵庫県最低賃金は、最短で平成22年10月17日から発効する予定である。